

議案第 63 号

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 29 年 6 月 5 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 16 年伊賀市条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

別表病院勤務伝染病等接触手当の項を次のように改める。

病院勤務伝染病等接触手当	上野総合市民病院に勤務し、患者に接触する者	日額	450 円
--------------	-----------------------	----	-------

附 則

この条例は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。